

# 長期履修制度について

## 1. 長期履修制度とは

大学院設置基準第15条に定める「長期にわたる教育課程の履修」（学生が、職業等を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。）に基づくもので、社会人学生が、標準修業年限の3年を超えて研究指導を受けることを希望する場合、最大2年まで在学期間を延長することができる制度です。本研究科では、平成16年10月入学者から申請できるようになりました。

## 2. 長期履修制度を申請できる人

「職業を有しているなどの状況にある者」と規定されており、家事従事者又は育児に当たっている人も含まれます。入学時又は在学中に申請することができますが、在学中の場合、最終年度の申請は認められません。

## 3. 手続き方法

主指導教員と研究計画について前もって相談をし、「長期履修（長期研究指導）計画書」の記載を主指導教員に依頼してください。申請者が作成した「長期にわたる教育課程の履修申請書」と併せて、入学志願者は入学手続き書類提出時、在學生は2年次の2月末日（10月入学者は8月末日）までに連合農学研究科事務室まで提出してください。申請書は連合農学研究科ホームページからもダウンロードできます。

(<http://ugas.agr.iwate-u.ac.jp/jp/download.html>)

## 4. 授業料の納入について

申請が許可された場合、長期履修を許可された年限での授業料の総額は、標準修業年限の支払い額と同額です。許可された年限で分割納入することになりますが、支払い方法については、別途の指示に従ってください。

（参考：岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する申し合わせ（抜粋））

- 1 職業を有しているなどの状況にある者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 1日8時間週3日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
  - (2) 1日4時間週4日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
  - (3) 家事従業者又は育児に当たっている者
  - (4) 前各号に該当しないが本人の収入で生計を維持している者
  - (5) その他6月以上にわたり本学での修業を中断する場合で、特別な事由により長期履修にすることが適当であると当該学部又は研究科で判断した者
- 2 修業年限又は標準修業年限を超える期間は、1年又は6月単位とする。
- 3 許可された長期在学期間は、1回に限り変更を認めることができる。
- 4 申請の様式は、別紙のとおりとする。

## 注意！

- 1 長期履修制度は実施計画に基づいて認められる制度です。申請、期間の延長・短縮は主指導教員とよく相談してください。
- 2 履修申請と同様に長期履修期間最終年度の期間変更は原則認められません。